

報道発表資料

平成 30 年 10 月 31 日
独立行政法人国民生活センター

「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」からの 封書による架空請求は無視してください！

「『法務省管轄支局 国民訴訟通達センター』と名乗る機関から封書が届いた。封筒を開けてみると、『総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』という書面が入っていた。架空請求だと思うが無視してよいか」という相談が消費生活センターに寄せられています。

封書（書面）には、「貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します」「裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます」と記載されており、「裁判取り下げなどのご相談」に関しては、固定電話の問い合わせ先に連絡するように誘導しています。

また、連絡がない場合は、「原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します」などと脅して不安にさせる文言も記載されています。

「法務省管轄支局」と名乗っていますが、法務省とは一切関係ありません。法務省の名称を不正に使用しています。

「書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます」と記載されており、**封書で書面により通知していることを強調しています。**しかし、正式な裁判手続では、訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で直接手渡すことが原則となっており、郵便受けに投げ込まれることはありません。

封書（書面）が届いても**絶対に連絡を取らないようにしてください。**

少しでも不安を感じたら、消費生活センター等（消費者ホットライン 188（いやや））にご相談ください。

※「消費者ホットライン 局番なしの 188（いやや）番」をご利用ください。お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

※裁判所からの本当の通知かどうかを見分ける方法については法務省のホームページで紹介されています。

・督促手続・少額訴訟Q & A

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji68-3.html>

※架空請求の封書（書面）やハガキに記載されている機関の名称は、法務省の名称を不正に使用したり、消費生活センターや国民生活センターを装ったりするなど様々です。連絡をすると消費者にお金を支払わせようとしたり消費者から個人情報を得ようとしたりしますので、このような封書（書面）は無視してください。

・「利用した覚えのない請求（架空請求）」が横行しています

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/twoshotto.html

・「消費生活相談センター」からの「訴訟告知確認書」ハガキは無視してください！（2018年6月20日）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180620_1.html

・速報！架空請求の相談が急増していますー心当たりのないハガキやメール・SMSに反応しないで！ー（2018年4月20日）

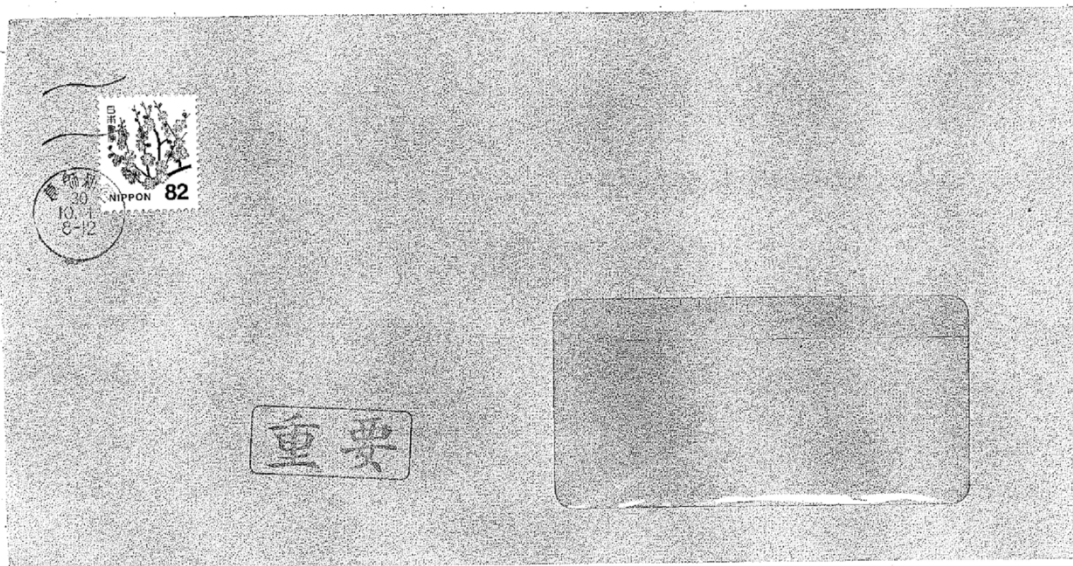
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180420_1.html

・「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！（2017年5月1日）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170501_1.html

●実際に相談者へ届いた封書の例

- ・封筒は窓付封筒で、表面に「重要」と赤いスタンプが押されていた。



●実際に相談者へ届いた封書の内容物の例

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

平成 30 年 9 月 28 日

ひらがな1字

数字3桁

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、
ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が
提出されました事をご通知致します。

管理番号(■)■■■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていた
だきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立
ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを
強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交
付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わって
おりますので、職員までお問合せ下さい。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人
様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 30 年 10 月 5 日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目■■番■号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-■■■■■■■■
受付時間 9:00~17:00(土日、祝日除く)

●封書（書面）の内容

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

平成 30 年 9 月 28 日

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(●)●●●●裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 30 年 10 月 5 日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関 3 丁目 ●番 ●号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●●-●●●●●

受付時間 9:00~17:00 (土日、祝日除く)